3



# 島根県報

平成26年6月13日(金)

第 2,605 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

**国** 次

# 【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (2件) (農 村 整 備 課) 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の (建 築 住 宅 課)

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の (建 築 住 宅 記記定

# 【公告】

情報セキュリティ出口対策システム構築保守業務に係る提案競技の実施 (情報政策課) 4

公共測量の実施(2件) (用 地 対 策 課) 8

# 【特定調達公告】

県防災備蓄物資(発電機、投光器ほか)の調達に係る一般競争入札の落札者等 (防災危機管理課) 8

平成26年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施 (道路維持課) 9

# 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す 12 る者の総数の50分の1及び3分の1の数

# 告示

#### 島根県告示第359号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 邑智郡瑞穂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

#### 理事

亀山 和巳 邑智郡邑南町市木46番地

熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地

日野 武信 邑智郡邑南町鱒渕1077番地4

小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地

川北 正松 邑智郡邑南町久喜507番地1

古川 周三 邑智郡邑南町原村105番地

伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地2

竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

## 監事

佐々木孝義 邑智郡邑南町市木817番地

實田 譲 邑智郡邑南町和田208番1地

2 就任年月日

平成26年4月6日

3 退任した役員の氏名及び住所

#### 理事

亀山 和巳 邑智郡邑南町市木46番地

熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地

日野 武信 邑智郡邑南町鱒渕1077番地4

小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地

川北 正松 邑智郡邑南町久喜507番地1

柘植 正範 邑智郡邑南町原村11番地

伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地2

竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

# 監事

植田 利助 邑智郡邑南町市木419番地8地

實田 譲 邑智郡邑南町和田208番1地

#### 島根県告示第360号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 津和野町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

平野 均 鹿足郡津和野町添谷95番地1

水津 利雄 鹿足郡津和野町河村115番地3

森元 修一 鹿足郡津和野町枕瀬462番地5

吉岡 満 鹿足郡津和野町須川574番地内1

上田 徳美 鹿足郡津和野町左鐙945番地2

中田 勝昭 鹿足郡津和野町中川77番地

佐山 覺 鹿足郡津和野町吹野59番地

等農 修 鹿足郡津和野町部栄562番地

村田 性士 鹿足郡津和野町名賀901番地

卯木 實 鹿足郡津和野町中座イ684番地

上杉 誠 鹿足郡津和野町耕田1171番地

#### 監事

石井 健達 鹿足郡津和野町田二穂108番地1

村上 和寛 鹿足郡津和野町相撲ケ原483番1地

木村 大輔 鹿足郡津和野町名賀727番地

# 2 就任年月日

平成26年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

#### 理事

平野 均 鹿足郡津和野町添谷95番地1

水津 利雄 鹿足郡津和野町河村115番地3

森元 修一 鹿足郡津和野町枕瀬462番地5

中谷 文一 鹿足郡津和野町相撲ケ原1056番地1

上田 徳美 鹿足郡津和野町左鐙945番地2

中田 勝昭 鹿足郡津和野町中川77番地

廣中 豊 鹿足郡津和野町山下208番地3

渡邉 重利 鹿足郡津和野町部栄93番地2

村田 性士 鹿足郡津和野町名賀901番地

卯木 實 鹿足郡津和野町中座イ684番地

上杉 誠 鹿足郡津和野町耕田1171番地

#### 監事

石井 健達 鹿足郡津和野町田二穂108番地1

村上 和寛 鹿足郡津和野町相撲ケ原483番地1

永田 寿秋 鹿足郡津和野町笹山821番地

# 島根県告示第361号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告認定対象地域内における一敷地 内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、松江県土整備事務所に備えて一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象区域

安来市安来町字獺谷719-1、719-2、719-3、719-4、719-5、719-6、720、720-1、720-2、720-3、 721-1, 721-2, 721-3, 722, 722-1, 722-2, 722-3, 723, 723, 723-1, 724, 724-1, 725, 725-1, 725-12, 726, 726-1, 727, 727-1, 728, 728-1, 729-1, 729-2, 729-3, 730, 730-1, 731, 731-1, 732,732 - 1

2 認定の年月日及び番号

平成26年6月13日 第3号

#### 公 告

情報セキュリティ出口対策システム構築保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施す る。

平成26年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
  - (1) 名称

情報セキュリティ出口対策システム構築保守業務の調達

(2) 仕様

情報セキュリティ出口対策システム構築保守業務提案競技仕様書による。

- (3) 期間
  - ア 情報セキュリティ出口対策システム構築業務 契約の日から平成26年9月30日まで
  - イ 情報セキュリティ出口対策システム保守業務 平成26年10月1日から平成31年9月30日まで
- (4) 提案価格の上限額

64,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成26年度分 24,400千円

平成27年度分 8,800千円

平成28年度分 8,800千円

平成29年度分 8,800千円

平成30年度分 8,800千円

平成31年度分 4,400千円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる 要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税 (個人の県民税及び地方消費税を除く。) について未納の徴収金 (納期限が到来していないものを除く。) がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、5の(2)のアの提出期限日においてその措置の期間が満了 していない者でないこと。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手 続開始の申立てがなされている者(これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で あっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。
- キ 共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の資格要件
  - ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
    - (ア) 目的
    - (イ) 企業体の名称
    - (ウ) 構成員の住所及び名称
    - (エ) 代表者の名称
    - (オ) 代表者の権限
    - (カ) 構成員の出資の割合
    - (キ) 構成員の責任
    - (ク) 取引金融機関
    - (ケ) 決算
    - (コ) 利益金の配当の割合
    - (サ) 欠損金の負担の割合
    - (ジ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
    - (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
    - (セ) 解散後の瑕疵担保責任
    - (ツ) その他必要な事項
  - イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
  - ウ 構成員の全てが(1)のアからカに該当すること。
  - エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間

平成26年6月13日(金)から同月20日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 配布場所

松江市殿町1番地(島根県庁本庁舎4階) 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で

1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の 提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、写しの提出で可とする。)
- (4) 県税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、 提出を要しない。)
- (6) 協定書の写し 1部(共同企業体の場合に限る。)
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 7部
- (9) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
  - (1) 提出方法
    - 郵送又は持参による。
  - (2) 提出期限
    - ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成26年6月27日(金)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)
    - イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成26年7月22日(火)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)
  - (3) 提出先

郵便番号 690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref. shimane. lg. jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

- 7 提案競技に係る質問書について
  - (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)。
  - (2) 質問提出期限は、平成26年6月23日(月)午後5時までとする。
  - (3) 提出先
    - 5の(3)に同じ。
  - (4) 質問に対する回答は、平成26年6月25日(水)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成26年7月2日(水)までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

- (1) 情報セキュリティ出口対策システム構築保守業務提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、 厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計 得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある【実現必須】の項目が実施されることを確認する。

イ 仕様書に記載してある【提案項目】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。

- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- 10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

- 12 その他の留意事項
  - (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
  - (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
  - (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
  - (5) 提出書類は、返却しない。
  - (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Communications security equipment for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 3:00 p.m 22 July 2014
- (3) For further details contact: Information Policy Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL: 0852-22-6315

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量 (出来形確認測量)

2 作業期間

平成26年5月30日から平成27年3月27日まで

3 作業地域

益田市

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について雲南市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量 (空中写真測量・写真地図作成)

2 作業期間

平成26年5月17日から同年9月30日まで

3 作業地域

雲南市

# 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成26年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等の名称及び数量 県防災備蓄物資(発電機、投光器ほか) 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県防災部防災危機管理課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日

平成26年4月23日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社コアソム 代表取締役 松倉 治夫 島根県益田市下本郷町60番地1

5 落札金額

44,429,040円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日

平成26年3月14日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成26年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名、数量及び配車先
    - ア 除雪トラック (7 t 級、4×4)、1台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所
    - イ 小型除雪ドーザ (4 t 級、アングリングプラウ)、1 台、益田県土整備事務所
    - ウ 小型ロータリー除雪車 (1.3m級)、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
    - エ 小型ロータリー除雪車 (1.0m級)、1台、県央県土整備事務所
    - オ 除雪ドーザ (18 t 級) 、1 台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
    - カ 除雪ドーザ (11 t 級) 、1台、雲南県土整備事務所
    - キ 凍結防止剤散布車(乾式2.5m<sup>3</sup>級、4×4)、1台、雲南県土整備事務所
    - ク 凍結防止散布装置(乾式1.5㎡級)、2台、出雲県土整備事務所
    - ケ 凍結防止散布装置(乾式0.5㎡級)、1台、益田県土整備事務所 全ては、それぞれの入札とする。
  - (2) 入札案件の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限
    - ア (1)のア及びイについては、平成27年3月27日(金)
    - イ (1)のウ、エ、オ及びカについては、平成27年1月30日(金)
    - ウ (1)のキ、ク及びケについては、平成26年12月26日 (金)
  - (4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与さ

せている者でないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「4機械器具類」中分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」中分類「(1)車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

#### 3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

- 4 入札参加希望者に要求される事項
  - (1) この入札に参加を希望する者は、平成26年6月26日(木)午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ(島根県松江市殿町8番地)宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
  - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 5 入札期間、開札の日時等
  - (1) 電子調達システムによる入札の期間 平成26年7月1日(火)午前9時から同月2日(水)午後4時まで
  - (2) 書面による入札の日時及び場所等
    - ア 日時

平成26年7月2日(水)午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所
  - アー日時

平成26年7月3日(木)午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成26年6月26日 (木) までの間、電子調達システムにより交付する。 なお、これにより難い場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成26年6月26日 (木) までの日 (島根県の休日を定める条例 (平成元年島根県条例第9号) 第1 条に規定する休日を除く。) の午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

## (2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

イ 島根県ホームページ上

#### 7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入 札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成26年7月2日(水)正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ(島根県松江市殿町8番地)に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

# 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - a Snow removing truck 7 ton class: 1
  - b Tractor with snowplow 4 ton class: 1
  - c Rotary snowplow in the 1.3m class: 1
  - d Rotary snowplow in the 1.0m class: 1
  - e Tractor with snowplow 18ton class: 1
  - f Tractor with snowplow 11ton class: 1
  - g Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class: 1
  - h Antifreeze spraying device 1.5m³ class: 2
  - i Antifreeze spraying device 0.5m³ class: 1
- (2) Bid tendering date and time: 9:00 a.m., July 1,  $2014\sim4:00$  p.m., July 2, 2014

(3) Contact point for the notice: Road Maintenance Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, JAPAN 690-8501 (Phone: 0852-22-6046)

# 選挙管理委員会告示

#### 島根県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成26年6月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,632
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 163,593
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を 超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合 算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の 1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

仁多選挙区	3, 967
邑智選挙区	5, 835
鹿足選挙区	4, 221
隠岐選挙区	5, 963
松江選挙区	55, 574
浜田選挙区	16, 029
出雲選挙区	46, 702
益田選挙区	13, 652
大田選挙区	10, 531
安来選挙区	11, 342
江津選挙区	7,009
雲南・飯石選挙区	13,031

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その 総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて 得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 163,593